

# 道州制に関する福島県の考え方

(道州制ホームページより)

## 1 第二期地方分権改革を優先させるべき

今、地方が優先すべきことは、国の権限や税財源の移譲、国からの規制や関与の廃止・縮小に向けた「第二期地方分権改革」を着実に推進していくことです。

平成19年4月に地方分権改革推進法が施行となり、現在、地方分権改革推進委員会において新たな分権改革に向けた具体的な検討が進められていますが、道州制が進まないという理由で、こうした分権改革の取り組みが後回しとなってはなりません。

広域自治体の将来像は、地方分権の推進という大きな考えの下で、国のあり方、国と地方の関係、そして地方自治のあり方について、十分に議論を重ねる中で、長期的に検討されるべきものと考えます。

## 2 市町村合併の検証と住民自治の確保

市町村合併が一段落した今日、各市町村は自立に向けた道を模索している段階です。道州制の議論においては、市町村合併の検証を通じて、効率性だけでなく多様性や地域アイデンティティーを尊重した基礎自治体のあり方についての議論を十分に行うべきと考えます。

また、人口1千万人におよぶ道州で、果たして住民による自治が担保されるのか懸念しています。住民自治の視点が置き去りにされたまま、効率化の実現を名目に、区割りを念頭に置いた議論が加速していくことに危惧の念を抱いています。

## 3 新たな道州内の一極集中を懸念

道州制は、「東京一極集中」の是正に貢献するものとして議論が進められておりますが、道州内の一部の大都市における「新たな一極集中」についても懸念される所です。

今後、こうした点も課題の一つとして整理し、道州内の分散・均衡発展の観点からの議論を慎重に進めていく必要があると考えます。

# 道州制に関する知事答弁

～ H20.6月県議会一般質問(7/1)より ～

## <質問>

県は、道州制について、今後どのように 対応していく考えなのか尋ねたい。

## <知事答弁>

道州制につきましては、導入の必要性や内容についての十分な説明や合意がない状況の中で、「地方分権改革の総仕上げ」や「東京一極集中の是正」などの主張の下に、枠組みの先行の議論がまさに今、行われております。

そもそも道州制の必要条件であるはずの地方分権についても、先日も報道がありましたとおり、地方分権改革推進委員会の第一次勧告に対する政府の対処方針でさえ、例えば、農地転用など一部には、政府の姿勢が極めて懸念されるところがあり、今後の国の出先機関の見直し、また、税財源の移譲等を考えれば、前途は極めて厳しいものと言わざるを得ないと思います。

仮にこのような状況の下で道州制に移行しても、単に国の出先機関単位に都道府県の合併が行われるだけであり、福島県内59市町村は、人口約1千万にも及ぶ州の中の200から300になる市町村の一部となり、議会や行政も遠い存在になるなど、住民から見ればむしろ中央集権が進むようなことさえ懸念されます。

私は常々、国土の均衡性と人口の適正な分布が、我が国の発展と地方の自立にとって必要不可欠なものであると主張してまいりました。

しかし、一向にその是正は進んでおりません。

このような状況の中で、仮に、道州制が導入されれば、道州内における新たな一極集中が進むことにより、各地域の産業経済に大きな影響を及ぼし、地域や集落がさらに衰退するおそれもあると思います。

本県といたしましては、住民が主体となって、多様性を活かした特色ある地域づくりを進めるためには、住民の自治による真の分権型社会の確立こそが重要であると考えておりますことから、まずは、国の出先機関の見直しや、権限、税財源の移譲など、現在行われている第二期地方分権改革を確実なものとするとともに、道州制の議論に際しましては、国と地方の役割や基礎自治体の在り方など、住民からの目線で慎重な検討を重ねるべきである旨を、様々な機会を捉えながらこれからも主張してまいりたいと考えております。